

中央大学専門職大学院国際会計研究科ネットワーク管理運用基準

(目的)

第1条 この基準は、中央大学キャンパス総合ネットワーク管理運用基準第3条第2項に基づき、専門職大学院国際会計研究科が中央大学市ヶ谷キャンパスネットワーク（以下 I C N E T という）の単位組織ネットワークを構成し、その管理運用を適正かつ円滑に行うため、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 国際会計研究科ネットワークとは、I C N E T を通じて中央大学キャンパス総合情報ネットワーク・システム（以下「C H A I N S」という。）に接続されたコンピュータ関連機器（ハードウェア・ソフトウェア）のうち、第4条(利用資格)に定める利用者の利用部分の総体をいう。

(管理運用責任者)

第3条 国際会計研究科ネットワークの管理運用責任者は、国際会計研究科長とする。
2 管理運用責任者は、国際会計研究科ネットワークの管理運用について、すべての管理権を持つとともに、その管理責任を負う。

(利用資格)

第4条 国際会計研究科ネットワークを利用することのできる者は、次のとおりとする。
(1) 国際会計研究科の授業を担当する教員
(2) 国際会計研究科に在籍する学生
(3) 国際会計研究科の業務を行う職員および機器の保守、情報環境の利用 提供作業等を委託する業者
2 前項以外の者については、管理運用責任者が特に必要と認めた場合に限り、利用資格を付与することができる。
3 国際会計研究科修了生は、次の事項について承認することにより、国際会計研究科ネットワークを利用出来るものとする。
(1) 中央大学専門職大学院国際会計研究科ネットワーク管理運用基準に定める事項について、承認及び遵守することに同意する。
(2) 同意方法については、別に定める。

(利用登録申請)

第5条 国際会計研究科ネットワークの利用申請については、別に定める。

(利用者の自己責任の原則)

第6条 利用者は、この基準に基づいて付与された登録番号（以下「ユーザーID」という。）により国際会計研究科ネットワーク上でなされた一切の行為及びその結果について、責任を負わなければならない。
2 中央大学は、国際会計研究科ネットワークの利用により発生した利用者の損害については、いかなる責任も負わない。
3 利用者が国際会計研究科ネットワークを利用して第三者に与えた損害については、中央大学はいかなる責任も負わない。
4 利用者がこの基準の定めに違反して中央大学に損害を与えた場合、中央大学は当該利用者に対して、被った損害の賠償を請求することができる。

(ユーザーID及びパスワードの管理責任)

第7条 利用者は、自己のユーザーID及びこれに対応するパスワードの使用及び管理に

ついて一切の責任を負う。

- 2 中央大学は、利用者のユーザーID及びこれに対応するパスワードが第三者に使用されたことによって利用者が被った損害については、利用者の帰責事由の有無にかかわらず、いかなる責任も負わない。

(利用者の遵守事項)

第8条 国際会計研究科ネットワークの利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 一般的遵守事項

- ① 国際会計研究科ネットワークの利用に際しては、市民社会で一般に要求される倫理的及び法的規範を遵守しなければならない。
- ② ICNETおよびCHAINSを利用する場合は、この基準のほか中央大学キャンパス総合情報ネットワーク管理運用基準を遵守しなければならない。
- ③ 教育研究以外の目的で国際会計研究科ネットワークを利用してはならない。
- ④ プログラムなどのコンピューター・ソフトウェアが知的財産権によって保護されていることを認知し、その取り扱いに際しては、常に慎重に配慮しなければならない。
- ⑤ 個人情報の保護に留意し、他人のプライバシーを侵害してはならない。
- ⑥ 国際会計研究科ネットワークの管理運用を妨げ、あるいは中央大学の信用を毀損する行為をしてはならない。

(2) 目的外利用の禁止に関する遵守事項

- ① 営利を目的として、国際会計研究科ネットワークを利用してはならない。
- ② 不特定多数の者に対して、電子メールを送信し、さらにそれを他の第三者に再送信することを強要する行為はしてはならない。
- ③ 国際会計研究科ネットワークを利用して、他人を誹謗中傷する内容のファイル等を作成又は送信してはならない。
- ④ 国際会計研究科ネットワークを利用して、品位を欠くような内容のファイル等を作成又は送受信してはならない。

(3) 知的財産権の保護に関する遵守事項

- ① 国際会計研究科ネットワークの利用に際して、知的財産権によって保護されているプログラムその他のソフトウェアを使用許諾権の範囲を越えて複製、修正又は配布してはならない。又そのようなことを試みてはならない。
- ② 第3号①の行為を行う手段を他人に提供してはならない。

(4) セキュリティに関する遵守事項

- ① 他人のユーザーID及びパスワードを不正に入手又は使用してはならない。
- ② 自己のユーザーID及びパスワードを他人に使用させてはならない。
- ③ 正当な権限を有さずに、他人の所有するシステム内部のデータ及びその他の情報を閲覧又は改ざんしてはならない。又そのようなことを試みてはならない。
- ④ 他人を装って、データその他の情報を閲覧、改ざん、配布又は複製してはならない。
- ⑤ 第4号③及び④の行為を行う手段を、他人に提供してはならない。

(5) システムの機能維持に関する遵守事項

- ① 市ヶ谷キャンパスに設置してある機器の配線及び周辺機器の接続構成を変更してはならない。又そのようなことを試みてはならない。
- ② 正当な権限を有さずに、中央大学で設置した国際会計研究科ネットワークのソフトウェアの構成を変更してはならない。又そのようなことを試みてはならない。
- ③ 自己所有の機器において、国際会計研究科ネットワークの正常な機能を損なうような構成変更又はソフトウェアの導入をしてはならない。又そのようなことを試みてはならない。
- ④ 国際会計研究科ネットワーク上にシステムの正常な機能を損なうような内容、規

模又は数量のファイル等を送受信してはならない。

(利用の一時停止等)

第9条 管理運用責任者は、第8条の定めに違反する行為がなされた又はその疑いが強いと認めるときは、その行為に係わる利用者の了承を得ることなく、当該利用者の通信の記録又はその内容を閲覧することができる。

2 管理運用責任者は、第8条の定めに違反する行為がなされたと認める場合で、かつ緊急を要するときは、当該利用者の了承を得ることなく、当該ユーザーIDの利用の一時停止又は一部制限の措置をとることができる。

3 前項の措置により、当該利用者に損害が発生した場合、中央大学はいかなる責任も負わない。

4 第1項及び第2項の措置をとったときは、管理運用責任者は、当該利用者の所属する研究科の委員長に速やかにその旨を報告するものとする。

(情報等の削除)

第10条 管理運用責任者は、前条第2項の場合、当該利用者の了承を得ることなく、第8条の定めに違反するファイル等を削除することができる。

(利用許可の取消等)

第11条 前2条の場合、当該管理運用責任者は、当該利用者が第8条の定めに違反したと認めるときは、研究科委員会の議を経て、次の各号に掲げる措置を行うことができる。

(1) 利用許可の取消

(2) 利用の停止

(3) 利用の制限

2 管理運用責任者は、前項に定める措置をなすべきか否かの判断にあたり、第8条の定めに違反する行為に関する通信の記録又は内容等を示す資料の提出を求めることができる。

3 管理運用責任者は、本条に定める措置を行ったときは、当該利用者に措置の内容を書面で通知するものとする。

(措置に関する損害賠償)

第12条 前条に定める措置により、当該利用者に損害が発生した場合、中央大学はいかなる責任も負わない。

(一時的中断)

第13条 国際会計研究科ネットワークが、システムの保守、火災、停電、地震、その他やむを得ない事由によって利用できなくなった場合、これに起因して利用者又は第三者が被った損害について、中央大学はいかなる責任も負わない。

(事務所管)

第14条 国際会計研究科ネットワークに関する事務は、専門職大学院事務部国際会計研究科事務課が所管する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成18年4月1日から施行する。